

「携帯電話」の範囲・定義について（たたき台）

1 本資料の作成経緯

有識者会議（令和元年度第1回）において、今後の検討対象とする「携帯電話」の範囲・定義について議論が及んだ際、事務局より「本日の御意見を踏まえ、次回、事務局案を提示させていただきたい」旨の発言を行い、座長からも了承を得たところ。

2 検討の視点

- 「携帯電話」の範囲・定義については、学校への持込みを認める趣旨・目的に照らして検討することが適当（第1回有識者会議でも同旨の発言あり）。この点については、大阪府のガイドラインも踏まえ、登下校中の緊急時の連絡手段として活用するという視点が第一に挙げられる。
- また、近年では、個人の情報端末を学校に持ち込み、教育活動に用いるBYOD（Bring Your Own Device）の取組が一部の学校で進みつつあるが、教育活動を目的としたICT機器の持込みについては、教育におけるICTの利活用の在り方との関連で検討されるべき事柄であることから、今般の議論の対象からは外すこととする。

3 「携帯電話」の範囲・定義（案）

- 上記2を踏まえ、「携帯電話」の範囲・定義は次のように考えてはどうか。
 - ① フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」）
 - ② スマートフォン
 - ③ 子供向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- 携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーについては、その主たる目的が娯楽であり、連絡手段にあるとは考え難いことから、インターネット回線への接続の可否に関わらず、「携帯電話」には含めない。
- タブレット型端末については、インターネット回線に接続でき、一部には電話機能を備えているものもあるが、その主たる目的が連絡手段にあるとは考え難いことから、インターネット回線への接続の可否に関わらず、「携帯電話」には含めない。

（参考）大阪府「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（抜粋）

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。